

関薬協発第216号

平成30年7月19日

会 員 殿
(代表者様)

大阪市中央区伏見町2-4-6

関西医薬品協会

会長 前川 重信

PMDA関西支部テレビ会議システム利用促進のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）関西支部でのテレビ会議システム利用促進については、本年6月13日付関薬協発第153号通知にて、その利用促進をお願いしたところでありますが、その際、PMDAより以下の連絡があった旨ご報告しております。

「平成28年度、29年度2期連続で赤字となっており、このまま赤字を継続させることはできない。PMDA関西支部があるグランフロント大阪との賃貸契約は、平成31年3月末に満了となるため、今年度前半の利用実績見込みを基に、テレビ会議システムの存続について判断を下す必要がある。9月のテレビ会議システム申込み件数が判明した時点の段階で、今年度上半期の『手数料見合いの実施件数の見込み』が40件に届かなければ、残念ながら撤退に向けた手続きを進めさせていただく。なお、40件を超えた場合についても、年度後半及び以降の年度について経費に応じた利用実績を確保させていただくことが必要である。これらの点を踏まえて、関西地域全体として利用促進について引き続きご尽力をお願いする。」

これについては、その後、PMDAから「9月の申し込みが12件あり、『手数料見合いの実施件数の見込み』が44件となった。ただし、実施の歩留まりについての懸念から、少なくとも7月いっぱいの実施率や8月の申込みの様子を見させていただいたうえで、今後の取扱いを検討させていただく。」との連絡がありましたので、ご報告いたします。

これを受けて、本年7月11日開催の当協会の定例理事会で審議をした結論は、以下のとおりです。

PMDAの支部が関西にあり、東京本部に行かずに対面相談等が行えることは、関西そしてわが国の製薬産業だけでなく、広く健康・医療産業、アカデミアにとっても重要な意味がある。このため、当協会では、大阪府、大商、関経連とともに、国に要望し、実現を図ったものである。テレビ会議システムについては、大阪府、大商、関経連との協力・連携のもと、PMDAと「対象拡大、利用料金見直し」について協議を行うとともに、引き続き会員企業のみなさまには、利用促進をお願いすることとしたい。

PMDA関西支部テレビ会議システムに関する、本年5月下旬に実施した関西に本社のある理事会社18社との個別面談では、利用されている方々からは、以下のコメントなどを頂いております。

- ・画像・音質は、極めてクリアである。わざわざ東京に行く必要がなく、時間・費用の節減となる。
- ・PMDA本部と関西支部に分かれての同時参加が可能で、参加人数や参加者のバリエーションが拡大する。これまで参加できなかったメンバーもPMDAの考え方を直接聞くことが出来ることで、その後の開発も円滑となる。
- ・大阪府の利用料減免制度によりベンチャー・中小企業は、利用者負担はゼロとなる。対象外と思っていたが、「資本金3億円以下または従業員300人以下の企業」ということで、大阪府での簡単な手続きで、その対象となり、利用することとなった。

会員企業のみなさまには、理事会での結論を踏まえ、PMDA関西支部テレビ会議システムのメリットをご理解頂き、関西での同システムの存続のために、対象となる案件をお持ちの場合は、是非ご利用をご検討頂きたくお願いするものであります。

なお、10月実施予定分の申込期日は、8月1日（水）でございますので、念のため申し添えます。

敬白